

## 海外の事例・状況等(概要)

### スイス(食料自給率55%)

#### 連邦憲法(第104条農業)

①農業政策のおもな目的(多面的機能の発揮)と望ましい農業のあり方(持続可能性等)

②農民の経営支援 など

⇒2017年9月改正、第104a条(食料安全保障)が追加

○農業生産基盤(農地の保全)

○農業と農産食品部門の持続的な発展に資する国際貿易

○自然資源の保全に資する食料利用(フードロス削減) など

### フランス(食料自給率130%)

#### 安全で持続的な農業および食品部門における商業関係の均衡のための法案(現在、議会審議中)

1.農業食品部門における商業関係の均衡を改善すること。食料安全保障は、農業生産能力の保持と農業者への適正な報酬によってもたらされる。 など

### 韓国(食料自給率40%)

#### 大統領の改正憲法草案(現在、議会審議中)

2018年3月26日公表の改憲草案に「農業分野の公益的価値」を認める内容等が盛り込まれた。

⇒韓国農協の主導した1000万人署名運動等の成果。

## 日本の「食料安全保障」に関する位置付け

### 「食料・農業・農村基本法」第2条第2項

「世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行わなければならない」

### 「食料自給率の目標等」(現行「食料・農業・農村基本計画」より)

供給熱量ベース：(平成37年度)45% ※現状：(28年度)38%

生産額ベース：(〃)73% ※現状(〃)68%

### 食料自給力指標(現行基本計画で初めて提起)

国内の農地等をフル活用した場合に国内生産のみでどれだけの食料が生産可能か試算した指標 ⇒ 目標にはなっていない